

能勢町審議会等の会議の公開に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の会議を公開し、町民に審議会等における審議の状況を明らかにすることにより、町民参加による町政を促進し、もって開かれた町政を実現することを目的とする。

(公開の対象となる会議)

第2条 公開の対象となる会議は、町民、学識経験者等で構成され、町の事務について審査、審議、調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により町長その他の執行機関に置かれる附属機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。ただし、審議会等の設置に関する条例又は規則等において会議を公開しない旨の規定がある審議会等の会議は、公開の対象とはしない。

(会議の公開の基準)

第3条 審議会等の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、会議が次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において能勢町情報公開条例（平成12年能勢町条例第15号）第7条各号の規定に該当する情報について審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(公開・非公開の決定)

第4条 会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。ただし、新たに設置される審議会等については、当該審議会等を設置する執行機関が当該審議会等の設置の目的及び審議する内容等が前条の基準に該当するかどうかを判断し、当該審議会等の最初の会議の公開、非公開について決定するものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員数に見合う傍聴席を設けるものとする。

2 審議会等の会長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 会議の開催の公表は、町ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

3 会議開催の公表事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続の方法
- (7) その他必要な事項

(会議録の作成)

第7条 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。

(会議録の閲覧等)

第8条 審議会等は、公開した会議の会議録及び会議資料を町民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第9条 町長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

附 則

この指針は、平成30年7月1日から実施する。